

< 保育所等利用申込みに関する確認票 >

下記の事項をすべてご確認いただいた上で、裏面にご署名ください。

保育所等のごあんないについて

「中野区保育所等のごあんない」をお読みいただき、ご了承のうえ申込みください。
必要時にはホームページ、配布物等で情報をお知らせしますのでご確認ください。

申込みについて

書類提出締切日時に書類の不足・不備がある場合は選考の対象となりません。締切後に提出された書類は次の選考時に反映します。

申請内容が、申込み時点と入所時点で異なる場合は内定取消しまたは退園となる場合があります。

郵送での申込み書類および不足書類の提出について、未着、同封漏れ、郵便事故等について、区は責任を負うことができません。ご心配な場合は簡易書留等、配達記録の残る方法をご利用ください。

申込み内容の変更に伴って書類の提出が必要になる場合は、速やかにご提出ください。

入園・転園の意思がなくなった場合は速やかに申込みの取下げをしてください。

申込みが無効になり、再度入園を希望される場合は、あらためて申込みが必要となります。

入園申込みの有効期限は申込日から6か月間です。申込み有効期間が終了したときのご連絡はいたしませんので、各自「保留通知書」でご確認ください。

入所内定後、入所後について

入園日までに、面接および健康診断を必ず行ってください。

面接および健康診断が行われない場合や、それらの結果によっては入園できないことがあります。

提出していただいた書類はお返しすることができませんので、提出前に控えをお取りになることをお勧めします。

入園を辞退された場合は、辞退対象月翌月以降の申込みはすべて取下げとなります。

申込みが無効となりますので、再度入園を希望される場合は、あらためて申込みが必要になります。

以下の項目について、該当する方は必ずご確認ください

転園申込みをされる方へ

一度承認された転園は次に入園する方が決まっているため、取り消すことはできません。

転園前の保育所等に戻るためには、転園した月の翌月以降、再度申込みが必要となります。

「認定こども園みずのとう」または「認定こども園 大和幼稚園」を申込みされる方

幼稚園型認定こども園である「認定こども園みずのとう」および「認定こども園 大和幼稚園」については、他の保育所等と保育費用などの取扱いが一部異なります。詳細については園によくご確認の上ご申請ください。

出生前申込みをされる方へ(4月入園申請のみ)
出生前のお子さんの申込みをされる方は、出生後の書類のご提出がない場合、選考の対象となりません。

地域型保育事業の最終年齢の方
地域型保育事業(小規模・家庭的)の最終年齢で転園申込みする方が連携施設を希望されない場合、転園できないことがあります。

就労(育児休業含む)でお申込みされる方
1.提出する就労証明書の記載内容(就労日数や就労時間等)に記載誤りがないかよくご確認のうえご申請ください。 2.【育児休業中にお申込みされる方】 育児休業中で決定した場合は、 <u>入園または転園した月の翌月1日</u> までに復職が必要です。 育児休業中の職場に復職していない場合や、復職せず転職した場合、復職後に勤務日数や時間が短縮となる場合(育児短時間制度利用は除く)は退園となります。 3.【就労内定・拡大でお申込みされる方】 就労内定(就労拡大予定)で決定した場合は、入園した月中に内定条件(勤務先・日数・時間等)、就労拡大条件で就労を開始し、就労開始日以降の証明日での就労証明書、教育・保育給付支給認定申請内容変更届書および支給認定申請書等必要書類一式をご提出ください。ご提出がない場合は、退園となります。

求職中でお申込みされる方
求職中の要件で決定した場合は、利用承諾期間が3か月となります。入園した月の翌々月末日までに就労(月48時間以上)を開始し、速やかに就労証明書、教育・保育給付支給認定申請内容変更届書および支給認定申請書等必要書類一式をご提出ください。ご提出がない場合は、退園となります。

妊娠・出産要件でお申込みされる方
妊娠・出産の要件で決定した場合は、利用承諾期間は出産予定月及びその前後2か月(多胎妊娠の場合は14週間前から)になります。引き続き保育所の利用が必要な場合は、あらためて申込みが必要となります。

上記の各事項について確認し、保護者全員同意の上で保育所等の利用申込みを行います。

年 月 日

住所

保護者氏名